

岐阜県公報

目 次

岐阜県公有林緑化県行造林条例施行規則の一部を改正する規則	告 示	(治 山 課)	四七 <small>ヘシ</small>
知事指定薬物の指定の失効道路の区域変更	告 示	(業務水道課)	四七
岐阜県水防表彰規程の一部改正	公 示	(河 川 課)	四八
落札者等に関する公示		(地域振興課)	四九
開発工事の完了		(建築指導課)	四九

規 則

岐阜県公有林緑化県行造林条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五号

岐阜県公有林緑化県行造林条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県公有林緑化県行造林条例施行規則（昭和三十年岐阜県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「[㊟]」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三十四号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」といふ。）第十条第一項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考

一 失効する知事指定薬物の名称

- エチルニ 一（五）フルオロベンチル 一 H インダゾール 三 カルボキサミド 三・三 ジメチルブタノアイト及びその塩類（通称五 F EDM B PINACA）
- メチルニ 一（四）フルオロベンジル 一 H インドール 三 カルボキサミド 三 メチルブタノアイト及びその塩類（通称 A M B F U B I C A、M M B F U B I C A）
- （八 R）一（シクロプロパンカルボニル） N・N ジエチル 六 メチル 九・十 ジデヒドロエルゴリン 八 カルボキサミド及びその塩類（通称一 c P L S D）
- メチルニ 三 メチル ニ 一（ペント 四 エン 一 イル） 一 H イン ドール 三 カルボキサミド 一 ブタノアイト及びその塩類（通称 M M B O 三、A M B 四 e n P I C A、M M B 四 e n P I C A）

二 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第二条第六号に掲げる薬物に該当するに至ったため。

三 指定の効力を失う日

令和三年二月一日

岐阜県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備考
県道	大嶽岐 野南線		瑞穂市美江寺字境四七三番一〇地先地内	後 前	三六〇 （五五・九）	九八	

岐阜県告示第三十七号

岐阜県水防表彰規程（昭和四十五年岐阜県告示第四百五十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	岐 原 線	岐 阜 市 前 一 色 西 町 一 〇 番 五 地 先 から 同 市 前 一 色 一 丁 目 七 番 一 地 先 まで	後 前	一六〇 （二四・〇）	三四・〇
----	-------------	---	-----	---------------	------

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

別記第一号様式中「田」を削る。

附 則
この規程は、令和三年四月一日から施行する。

公 示

○落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 ぎふへの地方回廊定座キャンペーン事業委託業務 一社
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第

8号該当

- 4 契約の相手方を決定した日 令和2年12月3日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 群馬県前橋市元総社町936番地4
株式会社総合PR
代表取締役 山岸 雄一

6 契約金額 115,607,800円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部地域振興課移住定住係
- (2) 所 在 地 岐阜市数田南二丁目1番1号

○開発行為の工事が完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 三号S五 令和二・七・三一	瑞穂市本田字大正二〇六八番一及び二〇六九番一	岐阜県岐阜市西改田東改田入会地二番地一 株式会社サイトウ 代表取締役 齋 藤 幸二郎
岐阜県指令岐西建築第二 四号S一〇 令和元・八・三〇	瑞穂市十九条字鳥居前二九九番一、二九九番二の一部 三〇〇番一、三〇〇番二の一部、三〇一番及び 瑞穂市所管法定外公共物（水路）	岐阜県羽島郡岐南町上印食八丁目八二番地 大丸開発株式会社 代表取締役 臼 井 泉
岐阜県指令岐西建築第一 四号 令和二・五・二二	羽島郡岐南町伏屋九丁目一四番、一一五番及び一 一六番	岐阜県岐阜市柳津町蓮池四丁目一九番地 日東産業有限公司 代表取締役 呉 岡 為 広
岐阜県指令岐西建築第一 四号S三 令和二・六・一五	羽島郡岐南町徳田六丁目二番	愛知県一宮市東出町七番地の一 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 光 彦

<p>〔岐阜県指令岐西建築第一二四号の一〇〕 令和二・八・三一</p>	<p>岐阜県指令中建築第六四号 平成三一・二・一八 〔岐阜県指令中建築第六号の六〕 平成三一・四・三 〔岐阜県指令中建築第一〇四号の三〕 令和二・一一・三〇</p>	<p>〔岐阜県指令東建築第九七号の二〕 令和二・一二・四</p>
	<p>郡上市白鳥町大島字中ノ棚一六八九番一八〇の一部 二八二三番の一部、二八五〇番二、二八七六番一の一部、二九三八番一の一部、二九五八番一の一部、二九五九番の一部及び二九六四番一の一部</p>	<p>中津川市苗木字柳ノ木四八七七番一、四八七九番一、四八七九番三及び四八八八番一</p>
<p>岐阜県郡上市八幡町島谷三二八番地 郡上市長 日 置 敏 明</p>		<p>岐阜県多治見市高根町四丁目二九番地 中部薬品株式会社 代表取締役 高 巢 基 彦</p>

令和三年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐阜文芸社